



平成 27 年 5 月 25 日

各 位

会 社 名 三京化成株式会社
代表者名 代表取締役社長 小川 和夫
(コード番号：8138 東証第二部)
問合せ先 取締役管理部長 糸原 博一
(TEL 06-6271-1881)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 25 日開催の取締役会において、定款の一部変更について、平成 27 年 6 月 26 日開催予定の第 89 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)の施行に伴い、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となったため、定款第 28 条第 2 項及び第 34 条第 2 項の規定を変更するものであります。

なお、定款第 28 条第 2 項の変更については、監査役全員の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
第 4 章 取締役および取締役会 (責任免除) 第 28 条 (省略) ② 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>社外取締役</u> との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める責任限度額とする。	第 4 章 取締役および取締役会 (責任免除) 第 28 条 (現行どおり) ② 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役(<u>業務執行取締役等であるものを除く</u>)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める責任限度額とする。

<p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会 (責任免除)</p> <p>第34条 (省略)</p> <p>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外</u>監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める責任限度額とする。</p>	<p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会 (責任免除)</p> <p>第34条 (現行どおり)</p> <p>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める責任限度額とする。</p>
---	---

3. 日程

定款変更の株主総会開催日

平成27年6月26日

定款変更の効力発生日

平成27年6月26日

以上